

10月は
里親月間です

こどもたちのしあわせのために

～里親制度をご存知ですか～

里親制度とは… さまざまな事情により家庭で生活できなくなった子どものために里親の家庭を提供し、温かい愛情と正しい理解をもって育てていただき、子どもが「心身ともに健やかに育つ権利」を守る制度です。子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験がとても大きな役割を担っています。地域で健やかに育つ場を作ってみませんか。



- ①**里親=養子縁組ではありません。**里親を希望される人の環境に合わせて様々な里親活動があります。
 - (1)長期養育委託…子どもとの養子縁組をせずに長期間の養育を目的とした委託
 - (2)緊急一時保護委託…家庭での養育が一時的に困難となった子どもの養育を目的とした委託
 - (3)3日里親…施設で暮らしている子どもの家庭体験を目的とした活動
- ②**必要ありません。**所定の研修受講等一定の要件を満たしていれば**特別な資格は必要ありません。**
- ③**支給されます。**子どもの養育費として里親手当、生活費、学校教育費など、**必要経費が支給されます。**
- ④**できます。**お仕事をしながら(共働きを含む)活動している方もいます。
- ⑤**できます。**必要な知識を研修で学び、児童相談所や里親会、里親支援専門相談員が随時支援します。

★お気軽にご相談ください★

問い合わせ

小田原児童相談所・里親担当まで ☎ 0465-32-8000(代)
児童養護施設・箱根恵明学園 ☎ 0460-82-2861

接種方法
(1)経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン(ロタリックス・1価)
出生6週0日後から24週0

対象者
令和2年8月1日以後に生まれた、次の接種方法に掲げる方

開始時期
10月1日

定期の予防接種の対象疾病
A類疾病

かかりつけの医療機関に相談し、予防接種を受けましょう。

小児定期予防接種のお知らせ (ロタウイルスワクチンの定期接種化について)

小児の定期予防接種の対象疾病に、ロタウイルス感染症が10月1日から追加されました。

ロタウイルス感染症は胃腸炎を発症し、急激な嘔吐や下痢、発熱等の症状が現れます。また、重症急性胃腸炎で入院するケースもあり、これを防ぐためにもワクチンの接種が必要となってきます。

日後までの間に、27日以上の間隔をおいて2回
(2)五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン(ロタテック・5価)
出生6週0日後から32週0日後までの間に、27日以上の間隔をおいて3回
※1回目に接種したワクチンと同じワクチンを使用します。

予防接種の対象から除かれる方
(1)腸重積症の既往歴のあることが明らかなる方
(2)先天性消化管障害を有する方
(3)重症複合免疫不全症の所見が認められる方

照会先 さくら館
☎ 85-10800



令和3年4月入園



町立認定こども園・保育園・幼稚園児を募集



認定こども園・保育所

申し込みが必要となるのは、令和3年度に初めて対象幼児の入園を希望する場合です。
在園児については、通園している園に就労証明書、税務資料などの関係書類を提出してください。

対象 5か月～5歳児(平成27年4月2日～令和2年11月1日生まれ)で、乳幼児の保護者のいずれもが、次の項目のいずれかの事情にある場合

- 就労している場合
- 出産・病気・負傷・心身に障がいがあり、児童の保育ができない場合
- 長期にわたる病人や心身に障がいのある人の介護を保護者が常時行っている場合
- 火災・風水害・地震などの災害に遭い、その復旧までの間保育ができない場合
- 求職活動(起業準備を含む)をしている場合
- 就学している場合
- 虐待やDVの恐れがある場合
- 8時30分から14時までの教育標準時間入所を希望する子ども(1号認定)を持つ場合

保育時間 次の時間中、保育・教育が必要な時間
・月～金曜日 7時30分～18時30分
・土曜日 8時30分～16時30分

申込方法 入所申込書などに必要事項を記入し、入園希望の認定こども園または保育所に提出してください

い。申込書は認定こども園、保育所、子育て支援課で10月15日(休)から配布します。
受付期間 11月4日(水)～11月20日(金)
※受付期日を過ぎてからの応募は、2次選考対象となります。

提出書類

- ・支給認定申請書兼保育所等入所申込書
- ・事業所からの就労証明書(病気や出産の場合は、医師の診断書など)
- ・児童健康調査票
- ・保育を必要とする事由を証明する書類(1号認定こどもは提出不要)
- ・保護者の令和2年度県民税・市町村民税課税(非課税)証明書など(令和2年1月1日現在で町内に居住していない方が対象。また、同一世帯で収入のある家族がいる場合は、その分も必要)
- ※書類に不備、不足がある場合は、受け付けできません。

後日提出書類 保護者の令和3年度県民税・市町村民税課税(非課税)証明書など(令和3年1月1日時点で町内に居住していない人が対象。同一世帯で収入のある家族がいる場合は、その分も必要)

その他 家庭の事情により5月以降に入園を希望する場合は、入所申込書に資料を添付し、入園希望の前月15日までに希望する認定こども園・保育所へ提出してください。

箱根幼稚園

該当する児童 3～5歳児(平成27年4月2日～30年4月1日生まれ)

保育時間 月～金曜日の8時30分～14時

預かり保育時間
箱根幼稚園では預かり保育を実施し、働くご家庭を支援しています。
・通常 14時～16時30分
・延長(必要に応じて実施)
早朝 7時30分～8時30分
夕方 16時30分～17時30分

申込方法 入園願書などに必要事項を記入し関係書類を添えて、箱根幼稚園に提出してください。願書は箱根幼稚園、子育て支援課で10月15日(休)から配布します。

受付期間 11月4日(水)～11月20日(金)

提出書類

- ・入園願書
- ・支給認定申請書
- ・保護者の令和2年度県民税・市町村民税課税(非課税)証明書等(令和2年1月1日現在で町内に居住していない方が対象。また、同一世帯で収入のある家族がいる場合は、その分も必要)

後日提出書類 認定こども園・保育所に準じて提出してください。

照会先

- 子育て支援課 ☎85-9595
- 認定こども園 湯本幼児学園 ☎85-5444
- 保育所 宮城野保育園 ☎82-2543
- 幼稚園 仙石原幼児学園 ☎84-8386
- 幼稚園 箱根幼稚園 ☎83-6159

